

# 工商行政管理機關行政処罰手續きの規定

中華人民共和國國家工商行政管理總局令

## 第 28 号

『工商行政管理機關行政処罰手續きの規定』は、中華人民共和國國家工商行政管理總局局務會議の審議で採決されたため、ここにて公布し、2007 年 10 月 1 日より施行する。

局長 周伯華

二〇〇七年九月四日

## 工商行政管理機關行政処罰手續きの規定

### 第一章 總 則

第一條 工商行政管理機關による法に従った職権の行使及び正確な行政処罰の実施を保障しその適正化を図り、社会經濟の秩序を擁護し、公民、法人或いはその他組織の合法的權益を保護するため、『行政処罰法』及びその他関連法律、行政法規の規定に基づき、本規定を制定する。

第二條 工商行政管理機關が行政処罰を実施する場合、本規定を適用する。法律や法規に別途定めがあるものについては、その規定に従う。

第三條 工商行政管理機關が行政処罰を実施する場合、以下の原則を遵守しなければならない。

(一) 行政処罰の実施に、法律、法規、規則に基づいた根拠がなければならない。根拠がない場合、行政処罰を行ってはならない。

(二) 法律、法規、規則によって付与される行政職権を公正、公開、適時に実施しなければならない。

(三) 行政処罰の実施は事実を根拠とし、違法行為の事実や性質、情状及び社会への危害の程度に相応しなければならない。

(四) 処罰と教育の連携を堅持して、公民、法人或いはその他組織に自発的に法律を守るよう教化する。

(五) 事案取扱者が当事者と直接的な利害関係を有する場合、忌避しなければならない。

(六) 法に従って独立に職権を行使し、不法の干渉を受けない。

第四条 上級工商行政管理機関は下級工商行政管理機関に対して、各級工商行政管理機関は本機関及びその派出機構の行政処罰行為に対して、監督を強化しなければならない。錯誤を発見した場合、適時に是正しなければならない。

## 第二章 管轄

第五条 行政処罰については違法行為発生地 of 県級以上(県級を含む、以下同様)の工商行政管理機関が管轄する。法律や行政法規で別途規定してある場合は除外する。

第六条 県(区)、市(地、州)工商行政管理機関が職権に従い、自ら管轄内で発生する事案を管轄する。

省、自治区、直轄市の工商行政管理機関が職権に従い、自らの管轄内で発生する重大の、複雑な事案を管轄する。

国家工商行政管理総局が職権に従い、自ら行政処罰を実施すべき事案及び全国範囲内で発生する重大の、複雑な事案を管轄する。

第七条 工商行政管理所が法律や法規に従い自らの名義で行政処罰を実施する具体的な権限については、省級工商行政管理機関が確定する。

第八条 放送、映画、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等メディアを介する違法広告の送信行為に対する行政処罰の実施は、広告発信者の所在地の工商行政管理機関が管轄する。広告発信者の所在地の工商行政管理機関は、遠隔地の広告主や広告経営者への管轄に困難がある場合、広告主、広告経営者の違法状況を広告主、広告経営者の所在地の工商行政管理機関に移行して処理することができる。

第九条 当事者による同一の違法行為について、二つ以上の工商行政管理機関に管轄権を有する場合、先に立件した工商行政管理機関が管轄するものとする。

第十条 二つ以上の工商行政管理機関が管轄権で争議を起こした場合、協議によって解決しなければならない。協議が成立しない場合、共同の一級上の工商行政管理機関に報告し管轄を指定してもらうものとする。

第十一条 工商行政管理機関が、調査している事案は自分の管轄でないことを発見した場合、管轄権を有する工商行政管理機関に事案を移送しなければならない。移送を受けた工商行政管理機関が、管轄権に異議がある場合、共同の一級上の工商行政管理機関に報告して管轄を指定してもらうものとし、自ら再び移送をしてはならない。

第十二条 上級工商行政管理機関が必要とする場合、下級工商行政管理機関の管轄事案を直接に調査・処理できると同時に、自らの管轄にある事案を下級工商行政管理機関に管轄を移送することもできる。事案は上級工商行政管理機関が管轄すると法律や行政法規で明確に規定された場合、上級工商行政管理機関は事案の管轄を下級工商行政管理機関に移送してはならない。下級工商行政管理機関が、自らの管轄にある事案は重大で困難な事案であるとし、或いは特殊な原因によって処置しがたい場合、一級上の工商行政管理機関に報告して管轄を確定してもらうことができる。

第十三条 管轄権の確定について一級上の工商行政管理機関に報告されたものについて、一級上の工商行政管理機関は、報告材料を受け取った日から五稼働日内で事案の管轄機関を確定しなければならない。

第十四条 行政区域を跨ぐ行政処罰事案について、共同の一級上の工商行政管理機関が協調しなければならない。関連する工商行政管理機関は遠隔地事案を処置する工商行政管理機関と積極的に協力して事案の処理をしなければならない。

第十五条 工商行政管理機関が、調査している事案はその他行政機関の管轄にあると発見した場合、法によりそれをその他関連機関に移送しなければならない。

工商行政管理機関は違法行為に犯罪容疑があることを発見した場合、関連規定に従い事案を司法機関に移送しなければならない。

### 第三章 行政処罰の一般的手続き

#### 第一節 立件

第十六条 工商行政管理機関は監督検査職権により、或いはクレーム、訴願、通報、その他機関による移送、上級機関による指示等の方式を通して違法行為を発見し、取り締まるものとする。

第十七条 工商行政管理機関は、クレーム、訴願、通報、その他機関による移送、上級機関による指示の素材を受け取った日から七稼働日以内で確認し、立件の可否を決定しなければならない。特殊な事情によって十五稼働日以内まで延長して立件の可否を決定することができる。

第十八条 立件に当たって、立件審査許可表を記入し、且つ関連材料(クレーム材料、訴願材料、通報材料、上級機関による指示或いは関連部門による移送材料、当事者の提供材料、監督検査報告、既に確認、取得した証拠等)を添付して、県級以上の工商行政管理機関の責任者による承認を取得した後、事案取扱機構の責任者は二名以上の事案取扱者を指名して調査処理を行わせるものとする。

第十九条 立件しないクレーム、訴願、通報については、工商行政管理機関の責任者による承認を取得した後、事案取扱機構は結果を実名のクレーム者、訴願者、通報者に告知する。工商行政管理機関は、立件しないとした関連状況について書面記録を作成し保管しなければならない。

#### 第二節 調査・証拠調べ

第二十条 立件後、事案取扱者は適時に調査し、証拠を収集、調べなければならない。また法律や法規定に基づいて検査を行うことができる。

事案当事者に対して初めて証拠の収集、調べを行う場合、本人に事案取扱者の忌避を申し立てる権利を有することを告知しなければならない。

関連単位や個人に証拠の収集、調べを行う際、事実とおりに証拠を提供する義務が有ると告知しなければならない。

第二十一条 事案取扱者が二人以上で事案を調査しなければならない。事案取扱者が調査、証拠調べを行う際、通常工商管理制服を着用し、『中華人民共和国工商管理行政執法証』を提示しなければならない。

『中華人民共和国工商管理行政執法証』は、国家工商管理総局が統一して作成、発行するか、或いは省級工商管理局に権限を授与して発行させなければならない。

第二十二条 その他工商管理機関に調査や証拠調べへの協力を依頼する必要がある場合、書面による委託調査書を提出しなければならない。依頼を受けた工商管理機関は積極的に協力しなければならない。協力できない場合、協力できない事情を書面にて依頼機関に適時に知らせなければならない。

第二十三条 事案取扱者は法に基づいて事案と関連する証拠を収集しなければならない。証拠は以下の種類を含める。

- (一) 書証
- (二) 物証
- (三) 証人による証言
- (四) 視聴資料、コンピュータデータ
- (五) 当事者による陳述
- (六) 鑑定の結果
- (七) 鑑識調書、現場調書

上述の証拠については、証拠に関する法律、法規、規則等の規定に適合するものとし、且つ調査を経てその真実性を確認してから、はじめて認定事実の根拠にできるものとする。

第二十四条 事案取扱者は当事者及び証明人に尋問することができる。尋問は個別に行わなければならない。尋問について調書を作成しなければならず、尋問調書は被尋問人の確認をもらわなければならない。読めない場合、読んで聞かせなければならない。調書にミス、記載漏れがあるものについて、更正或いは補足を容認しなければならない。直した部分に、被尋問人の署名や押し印或いはその他方式で確認させなければならない。相違のないよう照合した後、被尋問人が調書にページごと署名、押し印或いはその他方式で確認する。事案取扱者も調書に署名しなければならない。

第二十五条 事案取扱者は当事者及び証明人に対して、証明材料或いは違法行為に関連するその他材料の提供、並びに材料提供人に関連材料に署名或いは押し印するよう要請することができる。

第二十六条 事案取扱者は、事案に関連するオリジナル証憑を収集、取調べて証拠としなければならない。オリジナル証拠の取調べが難しい場合、複写やコピー或いは抄録を取り寄せることができるものとし、証拠提供人が「原本と照合して相違ない」と表記し、証明日付と証拠出所を記入し、署名或いは押し印しなければならない。

第二十七条 中華人民共和国領域外から取得した証拠については、その提供源を説明し、所在国の公証機関により証明され、且つ当該国に駐在する中華人民共和国の大使館・領事館による認証を経なければならず、または中華人民共和国が証拠の所在国と締結した関連条約で定めた証明手続を履行しなければならない。

中華人民共和国香港特別行政区、マカオ特別行政区と台湾地区で取得した証拠については、関連規定でおこなった証明手続を備えなければならない。

第二十八条 視聴資料、コンピュータデータについて、事案取扱者は関連資料のオリジナル媒体を収集しなければならない。オリジナル媒体の収集が難しい場合、そのコピーを収集することができるものとし、かつ制作方法、制作時間、制作人等状況を表記しなければならない。音声資料には、当該音声内容の文字記録を添付しなければならない。

第二十九条 違法容疑のある物品或いは場所に検査を行う際、当事者或いは第三者の立会がなければならず、且つ現場調書を作成し、時間や場所、事件等内容を明記して、事案取扱者、当事者、第三者が署名或いは押し印をしなければならない。

必要がある場合、写真や録画等方式で現場状況を記録できるものとする。

第三十条 工商行政管理機関が抜き取りで証拠調査を行う際、当事者の立会がなければならない。事案取扱者が抜き取り記録を作成し、サンプルを封印し、物品リストを発行しなければならない。事案取扱者と当事者が封印と関連記録に署名或いは押し印をしなければならない。

法律や法規、規則或いは国の関連規定に抜き取りの機構或いは方式について規定してある場合、工商行政管理機関は関連機構に依頼するか或いは規定した方式によってサンプルを抜き取らなければならない。

第三十一条 事案の状況を調べるため、事案の中の個別事項について鑑定する必要がある場合、工商行政管理機関は鑑定依頼事項及び関連材料の鑑定依頼書を発行し、法定鑑定資格を備える鑑定機構に鑑定を依頼しなければならない。法定鑑定機構がない場合、その他鑑定条件を備える機構に鑑定を依頼することができる。鑑定結論には鑑定者の署名或いは押し印、鑑定機構の押し印がなければならない。

第三十二条 証拠は滅失する恐れがある、或いはその後では取得しづらい場合、工商行政管理機関は違法容疑行為に関する証拠について先行登記・保管措置を講じることができる。

先行登記・保管措置の実行或いは先行登記・保管措置の解除は工商行政管理機関の責任者による承認を取得しなければならない。

第三十三条 関連証拠の先行登記保管について、その場でチェックし、リストを作り、当事者と事案取扱者が署名或いは押し印し、当事者に一部を渡し、且つその場で証拠の先行登記保管通知書を交付しなければならない。先行登記保管の間、当事者或いは関係者は、証拠の破壊、破棄又は移動をしてはいけない。

第三十四条 先行登記保管した証拠について、七日以内に以下の措置を講じなければならない。

- (一)状況によって適時に記録、複製、写真、録画等証拠保全措置を講じる。
- (二)鑑定が必要なものは、適時に関連部門に送付して鑑定を行う。
- (三)違法事実が成立し、それを没収しなければならないものは、行政処罰決定を行い、違法物品を没収する。
- (四)関連法律、法規定によって押収、差押え(封印して保管、仮差押えを含む。以下同様)できるものは、押収、差押えを決定する。
- (五)違法事実が成立しない、或いは違法事実が成立するが法によっては押収、差押えまたは没収をしないものは、先行登記保管措置の解除を決定する。

期限を超えても処理決定をしていないものについて、先行登記保管措置が自動的に解除される。

第三十五条 法律、法規で押収、差押え等行政上の強制措置を定めた場合、具体的な状況に応じて実施することができる。強制措置を取る場合、当事者に対して、行政複議申立と行政訴訟を提起する権利を有することを告知しなければならない。

押収、差押え等行政上の強制措置の実行、或いは行政上の強制措置の解除は、工商行政管理機関責任者による承認を取得しなければならない。

第三十六条 当事者の財産を押収、差押える場合、その場でチェックし、リストを発行しなければならない。当事者と事案取扱者が署名或いは押し印し、当事者に一部を渡して、且つその場で財産の押収、差押通知書を交付しなければならない。法により押収、差押え措置を先行して実行する場合、法律や法規で定める期限内で押収、差し押え手続をしなければならない。

第三十七条 当事者の託送品を差押える場合、差し押え協力通知書を作成し、輸送関連部門に連絡して提携させ、且つ書面で当事者に通達しなければならない。

第三十八条 当事者の家で保管する或いは寄託する違法容疑物品を差押える場合、当事者に取り出しを命じる。当事者に取り出しを拒否する場合、現地の関連部門と立ち会ってそれを取り出し、且つ差し押え手続を行わなければならない。

第三十九条 押収、差押えた財産を適切に保管しなければならない。その使用、交換或いは破壊を禁じる。

腐敗及び変質しやすい物品について、法律、法規に直接に先行処理できると定めてある、或いは当事者が先行処理に合意した場合、工商行政管理機関の主要責任者による承認を取得し、関連対策を講じて証拠を保留した後先行処理できるものとする。

押収された物品に、工商行政管理機関の封印を貼り付けなければならない。如何なる者も勝手に使用してはならない。

第四十条 押収、差押えた財産について、調査を経て、確かに違法行為と関係しない或いは押収、差し押え措置を取る必要がないものは、押収、差し押え措

置を解除し、押収、差押解除通知書を送達して、押収、差押えた財産を数とおり当事者に返却し、且つ事案取扱者と当事者が財産リストに署名或いは押し印しなければならない。

第四十一条 自然人に対して人身或いは住所を捜査する必要がある場合、法に従って公安機関に執行を要請し、工商行政管理機関が協力するものとする。

第四十二条 工商行政管理機関が法律、法規の規定に従い、当事者に営業の一時停止、関連財産の移転、隠匿、破棄をしてはならない等措置を実施する場合、工商行政管理機関の責任者による承認を取得し、書面で当事者に通達し、当事者が履行しなければならない。

第四十三条 証拠調べにおいて事案取扱者は、当事者に調書或いはその他材料に署名、押し印或いはその他方式による確認を求め、当事者は来場を拒否し、署名、押し印或いはその他方式による確認を拒否する、或いは当事者が見つからない場合、事案取扱者は調書或いはその他材料に理由を記入しなければならないものとし、必要な場合、関係者を立会い証明人として要請できる。

第四十四条 当事者は、事案取扱者と当事者に直接的な利害関係があるとする場合、事案取扱者の忌避を申し立てる権利を有する。事案取扱者は自ら当事者と直接的な利害関係があるとした場合、忌避の申立てをしなければならない。

事案取扱者の忌避については、工商行政管理機関の責任者が決定する。

第四十五条 事案調査が終結した、或いは事案取扱機構は調査を終了すべきとした場合、以下の方法で処理する。

(一)違法事実が成立し、行政処罰を行うべきだと認定した場合、調査終了報告書を作成し、行政処罰提案書を起案して、事案ファイルと一緒に審査機構に送付し、審査をしてもらう。調査終了報告書に当事者の基本的な状況、違法事実、関連する証拠及びその証明する事項、事案の性質、自由裁量の理由、処罰の根拠、処罰の提案等を含めなければならない。

(二)違法事実が成立せず、事案の取消をしなければならない、或いは違法行為が軽微で危害をもたらす結果にならず、行政処罰を行わない、或いは事案は当機関の管轄にならず、その他行政機関へ管轄を移送しなければならない、或いは犯罪容疑があり、法的機関に移送しなければならないものについては、調査終了報告書を作成し、処理する予定の理由を説明して、工商行

政管理機関の責任者に報告し承認を取得した後、異なる状況に応じてそれぞれ処理する。

### 第三節 審 査

第四十六条 省級工商行政管理機関が、本管轄区の実状に応じて管轄区内各級工商行政管理機関が審査する事案のタイプと範囲を確定できる。

第四十七条 事案の審査は、工商行政管理機関の法的機構が実施する。工商行政管理所が自らの名義で行政処罰を実施する事案について、工商行政管理所の法制員が審査を行う。

第四十八条 審査機構は事案取扱機構による審査材料を受け取った後、それを登記し、且つ担当を指名して審査業務に責任を持たせなければならない。

第四十九条 事案の審査の主な内容は以下に示す。

- (一) 取り扱う事案について管轄権を持っているか否か。
- (二) 当事者の基本的な状況が明確か否か。
- (三) 事案の事実が明白か否か、証拠が十分か否か。
- (四) 性質の認定が的確か否か。
- (五) 適用の根拠が正確か否か。
- (六) 処罰が適切か否か。
- (七) 手続が合法的か否か。

第五十条 審査機構が事案について審査し、書面で以下のとおり意見と提案を提出する。

- (一) 事実が明白、証拠が確実、適用する根拠が正確、性質決定が的確、処罰が適切、手続が合法的である事案については、事案取扱機構の意見を同意する。機関責任者に報告し承認を取得した後、当事者に告知するよう提案する。
- (二) 性質決定が的確でない、適用する根拠が誤り、処罰が不当である事案については、事案取扱機構に修正を提案する。
- (三) 事実が明白でない、証拠が不足する事案については、事案取扱機構に

補正を提案する。

(四) 手続が合法でない事案については、事案取扱機構に是正を提案する。

(五) 違法事実が成立しない、或いは追究期限を超過した事案については、事案の取消を提案する。

(六) 違法行為が軽微で、適時に是正したため危害の結果をもたらしていない事案については、行政処罰を行わないことを提案する。

(七) 管轄権を超える事案については、事案取扱機構には関連規定によって移送するよう提案する。

(八) 犯罪容疑がかかった事案については、法的機関に移送するよう提案する。

第五十一条 審査機構が審査を完成した後、適時にファイルを返却しなければならない。事案取扱機構は事案のファイル、行う予定の行政処罰提案及び審査意見を工商行政管理機関の責任者に報告し審決してもらわなければならない。

第五十二条 工商行政管理機関の責任者が行政処罰提案を承認した後、事案取扱機構は事案取扱機関の名義で、当事者に行う予定の行政処罰の事実、理由、根拠、処罰内容を告知し、且つ当事者に法によって陳述、答弁権を享有することを告知しなければならない。

口頭による形式で告知する場合、事案取扱機構或いは受託機関は告知状況を調書に記入し、且つ当事者が調書に署名或いは押し印をしなければならない。書面による形式で告知する場合、工商行政管理機関は直接に当事者に送達できる。また、当事者の所在地の工商行政管理機関に送達代行を依頼できるものとし、郵送方式によって当事者に送達することもできる。

上述の方法では送達できない場合、工商行政管理機関は公告の方式で告知するものとする。

当事者がサインによって受け取った日から三稼働日以内、若しくは事案取扱機関が書留で送付した日から十五日以内、又は公告日から十五日以内で、当事者は陳述、答弁権を行使せず、その他あらゆる意思表示もしない場合、この権利を放棄したと見なされる。

前項に定めた郵送による送達が、不可抗力若しくはその他特殊な事情により、当事者は所定の期限内で受け取っていない場合、実際の受取日から三稼働日以内で権利を行使しなければならない。

行う予定の行政処罰が公聴の範疇に該当する場合、公聴会を要請する権利があることを当事者に告知しなければならない。行政処罰事案の公聴手続きについては、国家工商管理総局の専門な規定に基づいて実施する。

第五十三条 工商管理機関が、当事者に行う予定の行政処罰提案を告知した後、当事者の意見を十分、聴取しなければならない。当事者が提示した事実、理由と証拠を慎重に再確認をしなければならない。当事者から提示した事実、理由或いは証拠が成立する場合、工商管理機関はそれを認容しなければならない。当事者が陳述、答弁、公聴申立をしたために行政処罰を重くしてはならない。

#### 第四節 決定

第五十四条 工商管理機関の責任者が、事案調査終了報告書、審査意見或いは公聴報告書、当事者による陳述と答弁意見、行う予定の行政処罰決定について審査した後、状況によってそれぞれ行政処罰実行、事案取消、行政処罰実行しない、その他機関への移送等処理決定を下す。

第五十五条 工商管理機関は、重大の、複雑な事案、或いは重大の違法行為に対して比較的重い処罰を与える事案について、工商管理機関の関連会議に提出し、集団で検討して決定するものとする。

重大の、複雑な事案、或いは重大違法行為に比較的重い処罰を与える事案の範囲については、省級工商管理機関が確定する。

第五十六条 工商管理機関が行政処罰決定を行う場合、行政処罰決定書を作成しなければならない。行政処罰決定書の内容は以下を含める。

- (一) 当事者の氏名或いは名称、住所等基本的な状況。
- (二) 法律、法規或いは規則を違反した事実と証拠。
- (三) 行政処罰の内容と根拠。
- (四) 当事者による陳述、答弁の認容状況及び理由。
- (五) 行政処罰の履行方式と期限。
- (六) 行政処罰決定の不服、行政複議の申立て或いは行政訴訟提起の方法と期限。

(七)行政処罰の決定を下した工商行政管理機関の名称と決定を下した日付。

行政処罰決定書に、行政処罰の決定を下した工商行政管理機関の印を押さなければならない。

第五十七条 一般手続きを適用して処理する事案は、立件日から九十日以内に処理決定を行わなければならない。事案の状況が複雑で、所定の期限までに処理決定を行えない場合、工商行政管理機関の責任者による承認を取得した後、三十日間延長できるものとする。事案の状況が特に複雑であって、期限を延長しても処理決定を行えない場合、工商行政管理機関の関連会議にて集団で検討して、続けて延長するか否かを決定する。

事案の処理中の公聴、公告と鑑定等時間は、前項で言う事案取扱期限に計上しない。

第五十八条 工商行政管理機関は、クレーム、訴願、通報が及んだ違法容疑者に対して、行政処罰、行政処罰を実行しない、事案取消、その他機関へ移送等処理決定を行う場合、処理の結果を被調査人と実名のクレーム者、訴願者、通報者に告知しなければならない。

以上の告知について、関連規定によって公示しなければならないものについて、適切な方法で公示するものとする。

第五十九条 既に行政処罰の決定を下した事案に、犯罪容疑があるものについて、工商行政管理機関は関連規定に従い、適時に司法機関へ移送しなければならない。

#### 第四章 行政処罰の簡易手続

第六十条 違法行為が明白で且つ法定根拠があり、公民に対しては五十元以下、法人或いはその他組織に対しては一千元以下の罰金或いは警告の行政処罰を行う場合、その場で処罰決定を行えるものとする。

第六十一条 簡易手続を適用して、その場で違法行為を取り締まる場合、事案取扱者はその場で違法行為を調査し、現場検査と尋問の調書を作成し、必要

な証拠を収集し、予め決まった書式の振り番してある行政処罰決定書を記入しなければならない。

行政処罰決定書は、その場で当事者に送達し、当事者と事案取扱者が署名或いは押し印しなければならない。

第六十二条 前条で定めた行政処罰決定書に、当事者の基本的な状況、違法行為、行政処罰の根拠、処罰のタイプ、罰金額、時間、場所、救済方式、行政機関名称を記載した上、行政機関の印章を押さなければならない。

第六十三条 事案取扱者が行政処罰決定を下す前に、当事者に対して行政処罰決定を行う事実、理由及び根拠を告知し、当事者に陳述、答弁の権利があることを当事者に告知しなければならない。当事者が答弁を行う場合、事案取扱者がそれを調書に記入しなければならない。

第六十四条 簡易手続を適用して事案を取り締まる場合の関連材料は、事案取扱者がその所在地の工商行政管理機関に送付しアーカイブ、保管させなければならない。

## 第五章 期間、送達

第六十五条 期間については時、日、月で計算する。期間開始の時間或いは日は、計上されない。期間には在途時間を含まない。期間満了の最終日は法定祝祭日である場合、祝祭日後の一日目を期間満了の日付とする。

第六十六条 工商行政管理機関が処罰決定書を送達する場合、宣告してからその場で当事者に交付しなければならない。当事者がその場に居ない場合、七日以内で次の条の定めに従って送達しなければならない。

第六十七条 工商行政管理機関が文書を送達する場合、行政処罰告知書及び公聴告知書を除いては、以下の方式で送達しなければならない。

(一)直接に当事者へ送達する場合、当事者が送達証に受け取り日付を明記し、且つ署名或いは押し印をする。当事者が送達証に明記した署名日付を送達日とする。

(二)直接に送達できない場合、現地の工商行政管理機関に送達代行を依頼できるものとし、また、郵送方式によって送達することもできる。郵送で送達する場合、受領証に明記した受取日付を送達日とする。

(三)上述の方法では送達できない場合、公告によって送達する。公告による送達については、全国的な新聞或いは事案取扱機関の所在地の省級新聞で公告できるものとし、また工商行政管理機関の公告欄に公告を掲示できるものとし、同時に工商行政管理機関のウェブサイトで公告することができる。公告日から六十日が経ったら、送達したと見なされる。公告による送達については事案ファイルの中に原因と経緯を明記しなければならない。

## 第六章 行政処罰の執行

第六十八条 法によって処罰決定を下した後、当事者は行政処罰で決定した期限内にそれを履行しなければならない。

第六十九条 工商行政管理機関が当事者に対して罰金や違法所得没収の処罰を下す場合、当事者は処罰決定書を受け取った日から十五日内、指定銀行に罰金・没収金を納めなければならない。以下の状況のいずれかがある場合、事案取扱者がその場で罰金を徴収できるものとする：

- (一)その場で二十元以下の罰金を科する場合。
- (二)公民に対しては二十元以上から五十元以下、法人或いはその他組織に対しては一千元以下の罰金を科し、その場で徴収しなければ事後では執行できない場合。
- (三)辺鄙な、水上や交通不便の地区及びその他理由によって、当事者は指定銀行での罰金納めが確かに困難であって、当事者が申し出た場合。

事案取扱者はその場で罰金を徴収する場合、省、自治区、直轄市の財政部門が統一に作成した罰金領収書を発行しなければならない。

第七十条 事案取扱者がその場で徴収した罰金は、罰金徴収日から二日以内に、その所在地の工商行政管理機関に渡さなければならない。工商行政管理機関は二日以内に罰金を指定銀行に入金しなければならない。

第七十一条 期限を超えても当事者が行政処罰決定を履行しない場合、行政処罰決定を下した工商行政管理機関は以下の措置を講じることができる。

(一) 期限になっても罰金を納付しない場合、一日あたり罰金額の三パーセントを追徴する。

(二) 法律の規定によって、押収、差押えた財産を競売するか或いは凍結した預金を罰金に当てる。

(三) 人民法院に強制執行を申し立てる。

第七十二条 当事者は確かに経済的困難があり、延期或いは罰金の割賦納付が必要な場合、書面による申し出を提出しなければならない。工商行政管理機関の責任者が承認した後、事案取扱機構は事案取扱機関の名義で、当事者に書面によって延期或いは割賦の期限を告知する。

第七十三条 工商行政管理機関では、科料や没収した物資の管理と処理の制度を構築し、健全を図らなければならない。具体的な方法については省級工商行政管理機関が国家の関連規定に基づいて制定するものとする。

第七十四条 法により破棄しなければならない物品を除いては、法により没収した不法財産については、国の規定に従い、合法的資格を有する競売機構に公開競売を依頼するか或いは国の関連規定に従って処分しなければならない。

没収した手形は、関連部門に渡して統一に処分してもらう。

物品の破棄について、国の関連規定に従って処分する。規定がない場合、工商行政管理機関の責任者による承認を取得してから、二名以上の工商行政管理者が破棄を監督し、且つ破棄記録を作成しなければならない。

物品の処分については、リストを作成しなければならない。

第七十五条 罰金・没収金及び没収物品の売却収入は、全数財政に納めなければならない。如何なる単位と個人でも不当保留、無断分割或いは形式を変えた無断分割をしてはならない。

第七十六条 法により強制措置を解除し、当事者に財産を返却しなければならない場合、工商行政管理機関は当事者に三ヶ月以内で受け取るよう通知しなければならない。当事者が明確でない場合、公告によって当事者に六ヶ月以内で財産を受け取るよう通達しなければならない。通知或いは公告した引受期限が満了した後、引受けられないものについては、工商行政管理機関は関連規

定に従い競売或いは売却等方式によって物品を処分できる。売却収入は工商行政管理機関の専用口座で保管しなければならない。物品の処分日から一年以内、依然として引受けられないものについては、物品の処分や保管用に必要な支出費用を控除した売却収入を財政に納める。法律や行政法規によって別途定めた場合、その規定に従う。

## 第七章 文書アーカイブ

第七十七条 行政処罰決定の執行が終了した後、工商行政管理機関は以下の要求に従って事案の材料を適時に文書をまとめてアーカイブしなければならない。

- (一) ファイルについては一事案に一つのファイルを作成する。ファイルを正本と副本に分けることができる。
- (二) 各種文書が完備しており、手続が完全である。
- (三) 文書は筆、ペンで書かれてある或いはプリントされてある。
- (四) ファイル製本は基準を満たし順番に従い、文書ファイルの要求に適合する。

第七十八条 正本は以下の順番に従って製本しなければならない。

- (一) 立件審査許可表。
- (二) 行政処罰決定書。
- (三) 当事者に対して作成、発行したその他法的文書。
- (四) 送達証。
- (五) 公聴調書。
- (六) 証拠材料。
- (七) 財物処理の伝票。
- (八) その他関連材料。

副本は以下の順番に従って製本しなければならない。

- (一) クレーム、訴願、通報等事案ソースに関する材料。
- (二) 調査終了報告書及び承認文書。
- (三) 審査意見。
- (四) 公聴報告。
- (五) その他関連材料。

第七十九条 事案ファイルをアーカイブした後、如何なる単位や個人でも事案のファイルの修正、追加、抽出をしてはならない。事案ファイルの保管及び閲覧については、アーカイブ管理の関連規定に従って執行するものとする。

## 第八章 監督

第八十条 工商行政管理機関の責任者に、当機関が本規定によって行った行政処理決定について改めて審査するよう決定する権利を有する。

上級工商行政管理機関には、下級の工商行政管理機関が本規定によって行った行政処理決定について改めて審査するよう決定する権利を有する。

第八十一条 上級工商行政管理機関が直接に、下級工商行政管理機関の行政処理決定を審査する際、下級工商行政管理機関による誤った行政処理決定を直接に是正できるものとし、又は下級工商行政管理機関に自らその誤った行政処理決定を是正するよう命じることできる。

上級工商行政管理機関が行った是正決定は下級工商行政管理機関が実施しなければならない。

第八十二条 上級工商行政管理機関が下級工商行政管理機関に再審査を命じた場合、下級工商行政管理機関は上級工商行政管理機関で確定される期限内で事案の審査を終了しなければならない。

下級工商行政管理機関は審査決定を行った十日以内で、審査決定を上級工商行政管理機関に報告しなければならない。

第八十三条 行政処理決定を行った工商行政管理機関が行政処理決定を改めて審査する場合、当事案の元取扱者は忌避しなければならない。

第八十四条 元行政処理決定について改めて審査する場合、審査結論は通常、工商行政管理機関の関連会議にて集団で検討し決定するものとする。

第八十五条 工商行政管理機関及びその事案取扱者が法律、行政法規と本規定を違反して行政処罰を実施する場合、情状によって行政責任を追究する。情状が深刻で、犯罪容疑があるものは、司法機関に移送する。

## 第九章 附 則

第八十六条 本規定で言う工商行政管理機関とは、県級以上の各級工商行政管理局を指す。

第八十七条 法により独立した法執行権を有する工商行政管理分局、隊、所等が行政処罰を実施する場合、本規定を適用する。

第八十八条 本規定における「以上」、「以下」、「以内」は、いずれもその数字を含む。

第八十九条 行政処罰文書は、国家工商行政管理総局が統一に制定する。

第九十条 本規定は 2007 年 10 月 1 日から施行する。1996 年 10 月 17 日、国家工商行政管理局より公布した『工商行政管理機関行政処罰手続きの暫行規定』は同時に廃止とする。